

新潟市老人憩の家指定管理者の指定について

1 目的

平成15年6月13日法律第81号で改正された地方自治法(昭和22年法律第67号)により、公の施設の指定管理者による管理が認められた。

このことにより、老人憩の家28施設については平成17年4月から、西蒲区のかすがい荘については平成18年4月から、それぞれ指定管理者による管理としてきたところであるが、指定期間の終了に伴い、平成20年4月1日から平成23年3月31日までの管理について指定管理者に委ねたい。

そこで、新潟市老人憩の家条例第12条第2項に適合すると認められる地元の老人クラブ関係団体から、該当する施設ごとに「新潟市老人憩の家指定管理者指定申請書」及び事業計画書等の提出を受けて、「老人憩の家指定管理者選定委員会」で書類を審査した結果、別紙のとおり施設ごとに指定管理者を選定した。

選定した各団体を各施設の指定管理者として指定するため、地方自治法第44条の2第6項により、議会の議決を得るものである。

2 提出議案 別紙(案)のとおり

3 根拠法令等

地方自治法第244条の2第3項
新潟市老人憩の家条例第11条

4 議案等の提出

平成20年2月議会に議案提出

指定管理者選定委員会の選定結果について（非公募）

北・東・中央・江南・西・西蒲区役所健康福祉課所管の老人憩の家（29施設）の指定管理者の指定期間が平成20年3月31日に終了することに伴い、平成20年4月1日から平成23年3月31日までの指定管理者について、候補者を選定する審査を行った結果、施設の設置目的を効果的に達成するものとして、以下のとおり候補者を選定しました。

施設名 及び所在地	指定管理者（候補者）
寿楽園 新潟市北区松浜5丁目9番地	新潟市北区老人クラブ連合会 代表者 林 肇 住 所 新潟市北区東栄町1丁目1番35号
阿賀浜荘 新潟市北区三軒屋町10番6号	新潟市北区老人クラブ連合会 代表者 林 肇 住 所 新潟市北区東栄町1丁目1番35号
しあわせ荘 新潟市北区島見町242番地	新潟市北区老人クラブ連合会 代表者 林 肇 住 所 新潟市北区東栄町1丁目1番35号
新崎荘 新潟市北区新崎3丁目1番26号	新潟市北区老人クラブ連合会 代表者 林 肇 住 所 新潟市北区東栄町1丁目1番35号
石山荘 新潟市東区石山2丁目2番1号	新潟市東区老人クラブ連合会石山地区協議会 代表者 松川 昭吉 住 所 新潟市東区中野山7丁目17番27号
大形荘 新潟市東区海老ヶ瀬1111番地2	新潟市東区老人クラブ連合会大形地区協議会 代表者 倉重 建二 住 所 新潟市東区海老ヶ瀬1111番地2
大山台 新潟市東区大山2丁目13番1号	新潟市東区老人クラブ連合会中地区協議会 代表者 野口 芳夫 住 所 新潟市東区古川町4番12号
じゅんさい池 新潟市東区松和町15番1号	新潟市東区老人クラブ連合会中地区協議会 代表者 野口 芳夫 住 所 新潟市東区古川町4番12号
岡山荘 新潟市東区岡山578番地	新潟市東区老人クラブ連合会大形地区協議会 代表者 倉重 建二 住 所 新潟市東区海老ヶ瀬1111番地2
ひばり荘 新潟市中央区窪田町4丁目271番地3	新潟市中央区老人クラブ連合会本庁北地区協議会 代表者 阿部 政昭 住 所 新潟市中央区古町通12番町2890番地

沼垂荘 新潟市中央区沼垂東4丁目8番36号	新潟市中央区老人クラブ連合会沼垂地区協議会 代表者 本間 浪子 住 所 新潟市中央区春日町6番6号
鳥屋野荘 新潟市中央区女池西2丁目4番21号	新潟市中央区老人クラブ連合会鳥屋野地区協議会 代表者 吉井 正弘 住 所 新潟市中央区上近江2丁目7番5号
山潟荘 新潟市中央区長潟829番地1	新潟市中央区老人クラブ連合会山潟地区協議会 代表者 坂西 臣重 住 所 新潟市中央区長潟2丁目14番6号
米山荘 新潟市中央区米山4丁目12番20号	新潟市中央区老人クラブ連合会鳥屋野地区協議会 代表者 吉井 正弘 住 所 新潟市中央区上近江2丁目7番5号
大江山荘 新潟市江南区丸山461番地	新潟市江南区老人クラブ連合会大江山地区協議会 代表者 渡辺 作一 住 所 新潟市江南区丸山443番地
両川荘 新潟市江南区嘉瀬1047番地2	新潟市江南区老人クラブ連合会両川地区協議会 代表者 米田 稔 住 所 新潟市江南区嘉瀬1047番地2
曾野木荘 新潟市江南区天野2丁目8番1号	新潟市江南区老人クラブ連合会曾野木地区協議会 代表者 中野 善雄 住 所 新潟市江南区天野1288番地
大淵荘 新潟市江南区大淵1540番地	新潟市江南区老人クラブ連合会大江山地区協議会 代表者 渡辺 作一 住 所 新潟市江南区丸山443番地
新川荘 新潟市西区五十嵐二の町9143番145地先	新潟市西区老人クラブ連合会内野地区協議会 代表者 渡辺 哲夫 住 所 新潟市西区五十嵐一の町7125番地
小針荘 新潟市西区小針4丁目5番41号	新潟市老人憩の家小針荘管理運営委員会 代表者 高田 裕之 住 所 新潟市西区小針4丁目5番41号
西川荘 新潟市西区須賀11番36号	新潟市西区老人クラブ連合会坂井輪南地区協議会 代表者 日下 喜代吉 住 所 新潟市西区須賀11番36号
明和荘 新潟市西区小瀬771番地	新潟市西区老人クラブ連合会中野小屋地区協議会 代表者 熊谷 正茂 住 所 新潟市西区小瀬771番地

<p>神明荘 新潟市西区赤塚 7086 番地 1</p>	<p>新潟市西区老人クラブ連合会赤塚地区協議会 代表者 中野 正夫 住 所 新潟市西区赤塚 7 0 8 6 番地 1</p>
<p>五十嵐中島荘 新潟市西区五十嵐中島 3 丁目 22 番 1 号</p>	<p>老人憩の家五十嵐中島荘運営委員会 代表者 間島 新三 住 所 新潟市西区五十嵐中島 3 丁目 2 2 番 1 号</p>
<p>寺尾荘 新潟市西区寺尾台 3 丁目 17 番 23 号</p>	<p>新潟市西区老人クラブ連合会坂井輪西地区協議会 代表者 松瀬 義元 住 所 新潟市西区上新栄町 5 丁目 7 番 2 号</p>
<p>榎尾荘 新潟市西区榎尾 224 番地</p>	<p>新潟市西区老人クラブ連合会中野小屋地区協議会 代表者 熊谷 正茂 住 所 新潟市西区小瀬 7 7 1 番地</p>
<p>成巻荘 新潟市西区鳥原 17 番地 1</p>	<p>新潟市西区老人クラブ連合会黒埼地区協議会 代表者 横木 正義 住 所 新潟市西区鳥原 3 5 4 8 番地 1 2</p>
<p>やなぎ荘 新潟市西区鳥原 3682 番地 8</p>	<p>新潟市西区老人クラブ連合会黒埼地区協議会 代表者 横木 正義 住 所 新潟市西区鳥原 3 5 4 8 番地 1 2</p>
<p>かすがい荘 新潟市西蒲区漆山 3300 番地 1</p>	<p>漆山地区自治連絡協議会 代表者 田邊 茂 住 所 新潟市西蒲区馬堀 6 0 0 1 番地 5 6</p>

選定理由等

<p>指定管理者 選定委員会</p>	<p>委員長 神部 昭 (健康福祉部長) 委員 伊田 弘 (高齢介護課長) 委員 小田 茂達 (公認会計士) 委員 佐藤 貞正 (新潟県高齢者大学 副学長) 委員 松島 欣子 (新潟市民生委員児童委員協議会高齢者福祉部会長)</p>
<p>開催日時 及び場所</p>	<p>選定委員会 1月24日(木)10:00~12:00 新潟市役所 本館6階 第2委員会室</p>
<p>指定期間 (予定)</p>	<p>平成20年4月1日~平成23年3月31日</p>
<p>選定理由</p>	<p>指定管理制度の導入方針において、老人憩の家は施設の設置趣旨や利用者状況などを勘案し、設置された地域における自治振興や施設運営の効率性などの観点から、地元の団体を指定することが適当であるとした施設です。</p> <p>指定申請書提出団体は、施設の開設当初から指定管理制度導入後の現在までの管理実績もあり、新潟市老人憩の家条例第12条第2項の基準に適合するものとして、あらかじめ市が選考した団体です。</p> <p>これまでの管理実績の評価や提出された書類を審査した結果、指定申請団体が老人憩の家の設置目的を効果的に達成することができると認めることができたため、当該団体を指定管理者の候補者として選定しました。</p>
<p>今後の スケジュール</p>	<p>平成20年2月議会の審議・議決を経て、候補者団体が指定管理者として決定されます。</p>
<p>所管部署 (問合せ先)</p>	<p>健康福祉部 高齢介護課 担当：高齢福祉係 TEL：025-228-1000 内線31265 E-mail:kaigo@city.niigata.lg.jp</p>

◇公の施設における指定管理者制度導入について(抜粋)

平成18年12月18日

指定管理者制度とは、文化施設、福祉施設、体育施設、公園施設など市民の皆様の健康や福祉のために市が設置している公共施設(「公の施設」といいます。)の管理・運営を、民間事業者等の団体に行っていただくことにより、多様化する住民ニーズにより効果的かつ効率的に対応し、市民サービスの向上を図るとともに、経費の節減を図ることを目的とした制度です。

指定管理者制度の概要

平成15年6月の地方自治法の一部改正により、市が設置する「公の施設」の管理について、市の出資法人や公共的団体等に限り管理を委託できる「管理委託制度」から、民間事業者、NPO等を含む団体(個人は不可)を指定管理者に指定し、管理を委任できる「指定管理者制度」へ制度改正が行われ、管理委託を行っている施設については、平成18年9月までに市の直営とするか指定管理者制度に移行することになります。(新潟市においては、平成18年4月現在、管理委託施設はありません。)

◆民間事業者等による管理運営が可能に

管理主体となれる者の範囲が市の出資法人等から、株式会社等の民間事業者やNPO等を含めた法人その他の団体となりました。(個人は不可)

◆指定管理者の指定は行政処分

市と管理主体の関係が契約による委託から、「指定」という行政処分に基づく管理の委任となりました。

◆指定管理者による使用許可が可能に

施設の条例で定める指定管理者の業務の範囲に含めることにより、指定管理者が使用許可等の行政処分を行えるようになりました。

◆「公の施設」とは？

住民の福祉を増進する目的をもってその利用に供するために地方公共団体が設置する施設

(具体例)

- ・レクリエーション・スポーツ施設 (体育館、プール、庭球場等)
- ・産業振興施設 (産業振興センター等)
- ・基盤施設 (駐車場、都市公園等)
- ・文教施設 (市民芸術文化会館、歴史博物館、水族館等)
- ・社会福祉施設 (総合福祉会館、老人憩いの家、デイサービスセンター等)

指定管理者制度の導入方針

本市における指定管理者制度の導入に関し、「公の施設に係る指定管理者制度に関する指針」を平成16年12月1日に策定しました。

◆指定管理者制度の積極的な導入

公の施設の管理に関し、各施設の設置目的、事業内容、施設規模、現在の管理受託者の状況等を勘案し、民間事業者、NPO、地域住民などの能力を積極的に活用することにより、効果的・効率的な管理を行い、市民サービスの向上と施設管理経費の節減を図るため、指定管理者制度を積極的に導入します。

◆管理委託を行っている施設は原則として指定管理者制度

(新潟市においては、平成18年4月現在、管理委託施設はありません。)

◆指定管理者の選定は、原則として公募する。

ただし、導入前に管理委託を行っていた施設の選定方法は以下のとおりとします。

■指針策定時に当面公募せずに現在の管理受託者を指定するとした施設

施設類型	該当施設
地域自治の振興などの目的のため、地元住民団体が管理運営している施設	コミュニティセンター、老人憩いの家等
管理受託者が所有又は管理する施設の一部施設であるもの	職業訓練実習場、山の下みなどタワー展望展示室、急患診療センター
特定の財団法人が管理運営することが寄附の条件となっている施設	會津八一記念館
特に専門的な自主事業を当該施設で行わせるために設立した財団法人が、当該自主事業と不可分な業務として施設の管理運営を行っている施設	食肉センター

■公募を推進する施設

ア 指定管理者制度導入時(H18.4.1)から公募を推進する施設

イ 指定管理者制度導入時は、公募によらず現在の管理受託者を選定し、指定期間を原則3年とするが、公募による選定を検討していく施設

※指定管理者の選定を公募によるか検討した結果

検討した結果、次回の指定管理者選定時には、公募による選定を行うこととした施設や、公募によらず選定を行うこととした施設など、以下のとおり検討した結果ごとの一覧表を作成し公表します。

◆ 指定管理者を非公募により選定する施設

これらの施設は、その施設の特性などから当面公募せずに指定管理者を選定することが適当であると判断した施設です。

非公募により選定された指定管理者が管理運営:
 直営により管理運営:

a 非公募とした理由

施設の設置趣旨や利用者状況などを勘案し、設置された地域における自治振興や、施設運営の効率性の観点などから、地元の団体を指定することが適当であると判断した。

分類	施設名	18	19	20	21	22	所管課
レクリエーション・スポーツ	コミュニティセンター・ハウス(29)	△	△	△	△	△	自治振興課
	白根地域生活センター	□	□	□	△	△	
	小杉地区コミュニティセンター	□	□	□	△	△	
	二本木地区コミュニティセンター	□	□	□	△	△	
	臨空船江会館	△	△	△	△	△	港湾空港課
産業振興	農村環境改善センター(大江山・新保・鎌倉・木津)	△	△	△	△	△	農地課
	農村環境改善センター(黒埼・横越・岩室・月瀨・巻)	□	□	□	△	△	食と花の推進課
	小須戸地区花とみどりのシンボルゾーン	△	△	△	△	△	
文教	小須戸地区ふれあい会館	□	□	□	△	△	文化振興課
社会福祉	老人憩いの家(松崎荘)	□	□	△	△	△	高齢者福祉課
	老人憩いの家(29)	△	△	△	△	△	

d 非公募とした理由

本市の政策と密接に関わる特に専門的な自主事業と不可分な業務として施設の管理運営を行う必要のある施設である。単に施設の管理運営を行うことを目的とするのではなく、当該事業を行うことを主目的とする財団法人等が市によって既に設立されており、非公募により当該団体を指定することが適当であると判断した。

分類	施設名	所管課
産業振興	食肉センター	農業振興課

e 非公募とした理由

上記a～d以外の理由によって、非公募により当該団体を指定することが適当であると判断した。

分類	施設名	具体的理由	所管課
文教	新潟市水族館	平成19年度からのリニューアル計画を策定する中で、今後の管理運営のあり方についても併せて検討するため、当面非公募とした。	文化振興課
社会福祉	老人デイサービスセンター(19)	デイサービスセンターの利用者は高齢者で、少なからず認知症を患っており、介護職員が全て変わってしまうことは、利用者が拒絶反応を起こすおそれがあり、利用者と介護職員職員の信頼関係が重要であることを考慮し、当面非公募とした。	高齢者福祉課

◇新潟市老人憩の家条例(抜粋)

(指定管理者の指定の手続き)

第12条 憩の家の指定管理者の指定を受けようとするものは、事業計画書その他規則で定める書類を添えて市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の規定により申請をしたもののうち、提出された事業計画書等により、次に掲げる基準に最も適合していると認めるものを、憩の家の指定管理者として指定するものとする。

- (1) 憩の家の平等利用が確保されること。
- (2) 施設の効用を最大限に発揮するとともに管理経費の縮減が図られるものであること。
- (3) 事業計画に沿った管理を安定して行う能力を有していること。

3 市長は、前2項の規定にかかわらず、前項の基準に適合するものとしてあらかじめ市長が選考した一の団体(以下「被選考者」という。)から提出させた事業計画書その他規則で定める書類を審査し、被選考者が憩の家の設置の目的を効果的に達成することができることを認めるときは、被選考者を指定管理者として指定することができる。

(平16条例172・追加)

◇公の施設に係る指定管理者制度に関する指針(抜粋)

平成16年12月1日

総務局総務部総務課

4 指定管理者制度導入の手続き

(5) 指定管理候補者の選定

- ・ 指定管理候補者の選定に当たっては、指定管理候補者選定委員会を要綱により設置するものとする。
- ・ 指定管理候補者選定委員会は、提出された事業計画書等を基に、条例等で定める選定基準に照らして総合的に審査し、最も適当と認める団体を指定管理候補者として選定するものとする。
- ・ 選定委員会の委員には、局長、部長等の市職員のほか、必要に応じて学識経験者や公認会計士等の外部委員を選任するものとする。
- ・ 指定管理候補者を選定後、各施設の所管課は全ての申請者に対して選定結果を通知するものとするとともに、市のホームページ等により広く市民にも情報を提供するものとする。

議案第 4 7 号

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定するものとする。

平成 2 0 年 2 月 2 2 日提出

新潟市長 篠田 昭

施設名	指定管理者		指定の期間
	所在地	名称	
新潟市老人憩の家寿楽園	新潟市北区東栄町 1丁目1番35号	新潟市北区老人クラブ 联合会	平成20年4月1日 から 平成23年3月31日 まで
新潟市老人憩の家阿賀浜荘	新潟市北区東栄町 1丁目1番35号	新潟市北区老人クラブ 联合会	平成20年4月1日 から 平成23年3月31日 まで
新潟市老人憩の家しあわせ荘	新潟市北区東栄町 1丁目1番35号	新潟市北区老人クラブ 联合会	平成20年4月1日 から 平成23年3月31日 まで
新潟市老人憩の家新崎荘	新潟市北区東栄町 1丁目1番35号	新潟市北区老人クラブ 联合会	平成20年4月1日 から 平成23年3月31日 まで

新潟市老人憩の家石山荘	新潟市東区中野山 7丁目17番27号	新潟市東区老人クラブ 联合会石山地区協議会	平成20年4月1日 から 平成23年3月31日 まで
新潟市老人憩の家大形荘	新潟市東区海老ヶ 瀬1111番地2	新潟市東区老人クラブ 联合会大形地区協議会	平成20年4月1日 から 平成23年3月31日 まで
新潟市老人憩の家大山台	新潟市東区古川町 4番12号	新潟市東区老人クラブ 联合会中地区協議会	平成20年4月1日 から 平成23年3月31日 まで
新潟市老人憩の家じゅんさい池	新潟市東区古川町 4番12号	新潟市東区老人クラブ 联合会中地区協議会	平成20年4月1日 から 平成23年3月31日 まで
新潟市老人憩の家岡山荘	新潟市東区海老ヶ 瀬1111番地2	新潟市東区老人クラブ 联合会大形地区協議会	平成20年4月1日 から 平成23年3月31日 まで
新潟市老人憩の家ひばり荘	新潟市中央区古町 通12番町289 0番地	新潟市中央区老人クラブ 联合会本庁北地区協議会	平成20年4月1日 から 平成23年3月31日 まで

新潟市老人憩の家沼垂荘	新潟市中央区春日町6番6号	新潟市中央区老人クラブ联合会沼垂地区協議会	平成20年4月1日から 平成23年3月31日まで
新潟市老人憩の家鳥屋野荘	新潟市中央区上近江2丁目7番5号	新潟市中央区老人クラブ联合会鳥屋野地区協議会	平成20年4月1日から 平成23年3月31日まで
新潟市老人憩の家山潟荘	新潟市中央区長潟2丁目14番6号	新潟市中央区老人クラブ联合会山潟地区協議会	平成20年4月1日から 平成23年3月31日まで
新潟市老人憩の家米山荘	新潟市中央区上近江2丁目7番5号	新潟市中央区老人クラブ联合会鳥屋野地区協議会	平成20年4月1日から 平成23年3月31日まで
新潟市老人憩の家大江山荘	新潟市江南区丸山443番地	新潟市江南区老人クラブ联合会大江山地区協議会	平成20年4月1日から 平成23年3月31日まで
新潟市老人憩の家両川荘	新潟市江南区嘉瀬1047番地2	新潟市江南区老人クラブ联合会両川地区協議会	平成20年4月1日から 平成23年3月31日まで

新潟市老人憩の家曾野木荘	新潟市江南区天野 1 2 8 8 番地	新潟市江南区老人クラブ連合会曾野木地区協議会	平成 2 0 年 4 月 1 日 から 平成 2 3 年 3 月 3 1 日 まで
新潟市老人憩の家大淵荘	新潟市江南区丸山 4 4 3 番地	新潟市江南区老人クラブ連合会大江山地 区協議会	平成 2 0 年 4 月 1 日 から 平成 2 3 年 3 月 3 1 日 まで
新潟市老人憩の家新川荘	新潟市西区五十嵐 一の町 7 1 2 5 番 地	新潟市西区老人クラブ連合会内野地区協 議会	平成 2 0 年 4 月 1 日 から 平成 2 3 年 3 月 3 1 日 まで
新潟市老人憩の家小針荘	新潟市西区小針 4 丁目 5 番 4 1 号	新潟市老人憩の家小 針荘管理運営委員会	平成 2 0 年 4 月 1 日 から 平成 2 3 年 3 月 3 1 日 まで
新潟市老人憩の家西川荘	新潟市西区須賀 1 1 番 3 6 号	新潟市西区老人クラブ連合会坂井輪南地 区協議会	平成 2 0 年 4 月 1 日 から 平成 2 3 年 3 月 3 1 日 まで
新潟市老人憩の家明和荘	新潟市西区小瀬 7 7 1 番地	新潟市西区老人クラブ連合会中野小屋地 区協議会	平成 2 0 年 4 月 1 日 から 平成 2 3 年 3 月 3 1 日 まで

新潟市老人憩の家神明荘	新潟市西区赤塚 7 0 8 6 番地 1	新潟市西区老人クラブ 联合会赤塚地区協 議会	平成 2 0 年 4 月 1 日 から 平成 2 3 年 3 月 3 1 日 まで
新潟市老人憩の家五十嵐中島荘	新潟市西区五十嵐 中島 3 丁目 2 2 番 1 号	老人憩の家五十嵐中 島荘運営委員会	平成 2 0 年 4 月 1 日 から 平成 2 3 年 3 月 3 1 日 まで
新潟市老人憩の家寺尾荘	新潟市西区上新栄 町 5 丁目 7 番 2 号	新潟市西区老人クラブ 联合会坂井輪西地 区協議会	平成 2 0 年 4 月 1 日 から 平成 2 3 年 3 月 3 1 日 まで
新潟市老人憩の家槇尾荘	新潟市西区小瀬 7 7 1 番地	新潟市西区老人クラブ 联合会中野小屋地 区協議会	平成 2 0 年 4 月 1 日 から 平成 2 3 年 3 月 3 1 日 まで
新潟市老人憩の家成巻荘	新潟市西区鳥原 3 5 4 8 番地 1 2	新潟市西区老人クラブ 联合会黒埼地区協 議会	平成 2 0 年 4 月 1 日 から 平成 2 3 年 3 月 3 1 日 まで
新潟市老人憩の家やなぎ荘	新潟市西区鳥原 3 5 4 8 番地 1 2	新潟市西区老人クラブ 联合会黒埼地区協 議会	平成 2 0 年 4 月 1 日 から 平成 2 3 年 3 月 3 1 日 まで

新潟市老人憩の 家かすがい荘	新潟市西蒲区馬堀 6001番地56	漆山地区自治連絡協 議会	平成20年4月1日 から 平成23年3月31日 まで
-------------------	----------------------	-----------------	-------------------------------------